

令和7年10月27日

薬局・薬局薬剤師 各位

秋田県薬剤師会 会長 安田 哲弘
副会長 柳原 弘子

緊急避妊薬の調剤・OTC販売に関して薬剤師が行う手続きについて（お願い）

日頃より当会の事業へのご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

秋田県薬剤師会が開催しておりました「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修」は、10月31日をもって廃止され、薬剤師が修了すべき研修は日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」とすることが、厚生労働省より示されました。これに伴い、これまで調剤に対応していた薬剤師を含め、今後、調剤・OTC販売を行うすべての薬剤師が10月31日（必着）までに手続き（申告）するよう求められています。e-ラーニング修了にかかわらず期日までに申告いただくようお願いいたします。

また、厚生労働省ホームページ登録内容の変更は、これまでは、薬局より秋田県薬剤師会へ届出をいただき、秋田県薬剤師会が厚生労働省へ届けていましたが、今後は薬剤師個人での登録申請となりますのでご注意ください。

詳細は、秋田県薬剤師会ホームページ10月21日付新着情報【薬局の皆様へ】または、10月24日送信の[apa-mail:23184]（リマインド）【重要】緊急避妊薬の販売及び調剤をご覧ください。

緊急避妊薬は、かねてよりアクセスの向上が求められていたものであり、スイッチOTC化が了承されたことは、重要な一歩であるといえます。緊急避妊薬が適正に使用されるためには、薬剤師の役割がより一層重要となります。

是非、予期せぬ妊娠の可能性が生じ、緊急避妊薬を求める女性のために、多くの薬局・薬剤師のみなさまにOTC販売に対応していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。



登録申請はこちらのQRコードからお願いします。
フォームの6. 8. 22. 25. は次ページを参考に
入力してください。

「令和7年9月18日時点でオンライン診療-調剤体制に対応済みで、今後も調剤対応を行う薬剤師」に係る、報告用ウェブサイト入力方法

2025年9月・日本薬剤師会作成

(注) 本資料中「調剤」は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく緊急避妊薬の調剤のことをいう。

今後も調剤のみ行う

販売について未定の場合は一旦「調剤のみ」で申告してください。

調剤は継続し、今後販売も行う

日本薬剤師研修センターのeラーニングを

今後受講予定

すでに修了した または 調査研究協力薬剤師である

(注) すでに修了していても、現時点では販売に関する申告は完了しないため、販売体制を整備後、再度申告する必要があることに留意すること。

【ABC共通】 今後も「調剤」に対応する場合は、R7年10月31日までに申告すること。
(申告が遅れた場合、調剤一覧への未掲載期間が生じます)

A

B

C

「新規登録」にて申告

申告操作が2回目以降(変更や修正など)の場合は「登録内容変更」を選択

現時点で【B】【C】該当の場合、入力方法は以下のとおりであるが、まずは【A】として申告(新規登録)し、販売体制が整ってから【C】として再申告(登録内容変更)することで差し支えない。
※Cとして申告が可能となるタイミングは追って示す。

6. 日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するeラーニング」の研修修了証 発行番号

※半角で、記入してください。※過去に都道府県薬剤師会の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」を受講済みで、今後も調剤のみ行う場合は「0」を記入してください。※「調査事業に協力」の薬剤師は「1」を記入してください。

回答を入力してください

A 「0」を記入

B 「0」を記入(販売体制が整ってから要再申告。その際は修了証番号を記入)

C 修了証発行番号(調査研究協力薬剤師は「1」)を記入。
(販売体制が整ってから要再申告)

8. 調剤(医療用医薬品)・販売(要指導医薬品)

- ☐ 調剤及び販売
☐ 調剤
☐ 販売

A 「調剤」を選択

B 「調剤」を選択(販売体制が整ってから要再申告。その際は「調剤及び販売」を選択)

C 「調剤及び販売」を選択(販売体制が整ってから要再申告)

22. 備考①

※「公表通知に掲載済み」、「調査事業に協力」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

A 「公表通知に掲載済み」と記載

B 「公表通知に掲載済み」と記載(販売体制が整ってから要再申告。その際はここを空欄とすること)

C 空欄(調査研究協力薬剤師は「調査事業に協力」を記入)。
(販売体制が整ってから要再申告)

◆以下の右欄に該当する方は、備考④は以下のとおり記入してください

25. 備考④

※「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」又は「令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修了」に該当する場合、こちらに記入してください。

回答を入力してください

- 令和7年9月18日以前に、都道府県薬剤師会が開催した【調剤研修を修了し調剤体制に対応済みであるが、調剤一覧に未掲載】(更新タイミングとのズレによる)の場合も「変更届を提出済みだが、公表通知に未掲載」と記載してください。
- 【令和7年9月19日以降に都道府県薬剤師会が実施する研修を修了】により調剤対応のみを行う方は、申告の際、この欄にその旨を記載してください。